

## 第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、令和6年12月3日に鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して下記の文書について開示請求を行った。

- 件名：① 溶融池の容積を算出する際に長さを2400mmとして計算しているが、このことを示す図面（施工図面、材料使用承諾図面）  
② ①を示す内容で徳島県へ提出した図面

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年12月10日に該当する公文書について「建設業者から受理した図面には、2400と記載されていないため」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年1月30日付けで本件不開示決定を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和7年4月15日に鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を

求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

鳴門市は、過去に情報公開請求で溶融炉の図面番号123-0004で容量3.6<sup>m</sup>主要寸法Φ1500（内径）×2.95m（長さ）の記載がある図面を開示している。しかし、鳴門市は令和5年第2回定例会の一般質問で議員の焼却施設の溶融炉容積計算についての質問に直径1.5m長さ2.4mの円筒形から、主燃焼室を控除した容積3.6<sup>m</sup>と答弁しているが、その根拠となる図面がなく、徳島県にも変更届は提出されていない。そのため、鳴門市議会で発言した溶融炉の寸法が分かる図面及び徳島県へ提出する必要がある変更届の開示を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

溶融池の容積は、建設業者から竣工図面とは別に提出された容積計算書において示されている直径1500mm、長さ2400mmの円柱形から、主燃焼室との接合部と、スラグを出滓させるための傾斜部を控除した3.6<sup>m</sup>であると認識している。

竣工図面の溶融池組立図においても、溶融池の容量は3.6<sup>m</sup>となっており、本来は2.4m（長さ）と記載すべきであったものが、2.95m（長さ）と誤記されているものであり、溶融炉の稼働に影響がないことから、竣工図面の訂正を行っておらず、2.4m（長さ）と記載された竣工図面は存在しない。

また、当該図面は徳島県に提出が必要とされる設置届に添付が必要なものではないことから、徳島県に変更届を提出する理由がなく、変更届は存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書が不存在であることは起こりえないと主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

## 2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

竣工図面の溶融池組立図において、本来は2.4m（長さ）と記載すべきところ、2.95m（長さ）と誤記されているものであり、溶融炉の稼働に影響がないことから、竣工図面の訂正が行われていないこと、また、当該図面は徳島県へ提出が必要とされるものではないことがそれぞれ示され、審査請求人が開示を求めた「溶融池の長さが2.4mになっている図面及び徳島県へ提出する必要がある変更届」が存在しないことが確認された。

以上の点を踏まえると、本件対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 4 附帯意見

条例第1条では条例の目的を「鳴門市が市政の内容を市民に説明する責務を全うすることによって、市民の市政への信頼を深め、公正でより一層開かれた市政の推進に資すること」と規定していることを踏まえれば、実施機関が保有する公文書は、市民共有の知的資源であって、行政活動の記録や事実を誤りなく伝えることが本来の在り方である。

実施機関において、公文書の誤りを確認した際は、実施機関は公文書に記載された情報が正しいものとなるよう公文書の訂正等の措置を講じるなど、適正な文書管理を行うべきである。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和7年 4月15日	諮問書の受理
4月21日	実施機関理由説明書の受理
5月 1日	審査請求人意見書の受理

5月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施機関による理由説明の聴取</li><li>・審査請求人による口頭意見陳述</li><li>・審議</li></ul>
7月 7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議</li></ul>
7月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申</li></ul>

## 第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、令和7年6月24日に鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、鳴門市市長（以下「実施機関」という。）に対して下記の文書について開示請求を行った。

件名：期間（2021年1月1日～可能な限り最新の年月日）に、死亡した鳴門市民の全員について、次の項目（1～4）に係る情報をご開示下さい。

1. 死亡時年齢
2. 死亡日
3. 性別
4. 新型コロナワクチン接種歴
  - 4-1 有無
  - 4-2 接種者の場合、回数
  - 4-3 接種者の場合、接種日（複数回の場合、全て）
  - 4-4 接種者の場合、メーカーとロット番号（複数回の場合、全て）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年7月2日に該当する公文書について「当該情報を集計した公文書は、実施機関では作成又は取得しておらず、存在しないため。」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年7月8日付けで本件不開示決定を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和7年8月12日に鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消し、対象文書の全部を開示するように求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が開示とした当該文書の内容は、厚生労働省がワクチン接種記録システム（VRS）として作成し、その後鳴門市の健康管理システム等に移管されている情報であって、不開示とする理由は無く、実施機関は条例の適用を誤っている。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

医療機関から提出された予診票を健康管理システムに入力しているが、健康管理システムから出力されたデータを取りまとめ、公文書として保管はしていない。健康管理システムから出力されたデータは補助資料として使うことはあるが、条例上、補助資料として出力された資料は公文書にあたらぬ。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 健康管理システム内の電磁的記録の公文書の該当性について

条例第2条において公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織におい

て業務上必要なものとして利用し、又は管理されている状態のものを意味すると解される。

実施機関は、健康管理システムについて、新型コロナワクチンを含む予防接種の記録を保存し、実際にそれらを複数の職員が使用できる状態にしていると説明している。

このことから、健康管理システム内の新型コロナワクチンの接種記録は、条例で規定する「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に当たるものであって、情報システム内の電磁的記録であることを理由として、一律に公文書に該当しないとは言えない。

ただ、開示請求のあった文書について実際にインカメラ審理により見分したところ、住民基本台帳システム及び健康管理システムから出力される文書は、死亡を含む「住民異動情報一覧」と「新型コロナワクチンの接種記録一覧」の2種類に分離し、出力されることが確認された。

開示請求のあった文書を開示しようとした場合、「住民異動情報一覧」と「新型コロナワクチンの接種記録一覧」を宛名番号で突合し、新たな公文書の作成を要することとなるが、開示請求の対象となる公文書は、実施機関が現に保有し、社会通念上速やかに開示できるものを意味しているのであって、開示請求者の要請に応じ、既存の公文書を編集し、又は加工することにより作成される情報は含まれないと解すべきである。

よって、結論として、当該公文書を不存在とした実施機関の開示決定は、妥当である。

しかしながら、実施機関が公文書不開示決定通知書に「当該情報を集計した公文書は、実施機関では作成又は取得しておらず、存在しないため。」と記載した本件決定の理由については、不備があるものと言わざるを得ない。

## 2 個別に開示請求された場合等の判断について

住民の異動記録と新型コロナワクチンの接種記録について個別に開示請求があった場合等についても、当審査会で検討し、次のとおり判断する。

### (1) 開示請求された各項目における「個人情報」及び「個人識別情報」の該当性等について

条例第7条第2号においては、開示請求された公文書における情報が「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）に該当し、かつ、「他の情報と照合することができ、特定の個人を識別することができるもの」（以下「個人識別情報」という。）に該当するものを除き、開示しなければならない旨が規定されていることから、本件において開示請求された各項目の個人情報及び個人

識別情報の該当性等について次のとおり判断する。

なお、開示請求書においては宛名番号の開示について記載されていないが、審査請求人から提出された審査請求書及び意見書において開示請求の際に口頭で宛名番号の開示を求めたとする記述があったことから、宛名番号についても次のとおり判断する。

**(ア) 「死亡時年齢」**

住民基本台帳システム及び健康管理システムにおいて、死亡者の死亡時年齢は記録されていない情報であり、不存在である。

**(イ) 「死亡日」**

死亡者の死亡日は、鳴門市では新聞のいわゆる「お悔やみ欄」において死亡者の氏名等を確認することができる場合が一定数以上あり、また、特定の事故、事件等で死亡した者の氏名等が報道される場合があることから、個人情報及び個人識別情報に該当し、不開示とすることが相当である。

**(ウ) 「性別」及び「新型コロナワクチン接種歴」**

死亡者の性別及び新型コロナワクチン接種歴は、個人情報に該当するが、個人識別情報に該当しないことから、開示することが相当である。

**(エ) 「宛名番号」について**

死亡者の宛名番号は、健康保険の記号番号、運転免許証の番号等と同様、鳴門市民に1対1で付番される番号であり、個人情報及び個人識別情報に該当し、不開示とすることが相当である。

**(2) 部分開示の是非について**

条例第8条においては、部分開示について「実施機関は、開示請求に係る公文書に、不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に区分できるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分を除いて開示しなければならない。」と規定されている。

(1)で述べた不開示とすべき情報等を除いた場合に開示できる情報は、開示請求の趣旨を失わない程度に区分できるとは言えず、部分開示をしなければならない場合には該当しない。

**(3) 条例第7条第2号の「個人情報」に「死者に関する情報」が含まれるか**

## について

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において個人情報とは、生存する個人に関する情報と規定されていることから、実施機関が死亡者の個人情報を不開示することは不当であると主張している。

鳴門市の情報公開制度における個人情報の定義については、条例第7条第2号に規定されているが、個人情報について特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことから、死亡した個人に関する情報も個人情報に含まれると解することが相当である。

### (4) 死亡者の新型コロナワクチンの接種記録が条例7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについて

審査請求人は、死亡者の新型コロナワクチンの接種記録が条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たると主張している。

この「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかの判断においては、不開示とすることにより保護される利益と開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して検討すべきものであると解される。

本件においては、死亡者の新型コロナワクチンの接種記録を公開することで得られる利益について不明確で具体性がなく、開示することによって保護される利益が、不開示とすることによって保護される利益を上回るものとは言えないことから、死亡者の新型コロナワクチンの接種記録は、「公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和7年 8月12日	諮問書の受理
8月15日	実施機関理由説明書の受理
8月28日	審査請求人意見書の受理
9月22日	・審査請求人による口頭意見陳述

	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
10月21日	審議
11月27日	審議
12月17日	答申